

仙台市
部活動地域展開の基本的な計画
～ 広がる つながる 中学生の新しい休日 ～
(素案)

令和●年●日
仙台市教育委員会

仙台市部活動地域展開の基本的な計画

～ 広がる つながる 中学生の新しい休日 ～

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 基本的な計画の策定にあたって	
1 部活動の地域展開とは・・・・・・・・・・	2
2 国の動向（方針）・・・・・・・・・・	2～3
3 宮城県の動向・・・・・・・・・・	3～4
4 本市の状況・・・・・・・・・・	4～5
第2章 本市における休日の部活動地域展開	
1 目指す方向性と基本的な枠組み・・・・・・・・	6～10
2 本市の認定地域クラブ活動・・・・・・・・	10～11
第3章 地域展開の推進に向けて	
1 地域展開の円滑な推進に当たっての各種検討課題への対応・・・・・・・・	12～13
2 休日の部活動地域展開 推進スケジュール（案）・・・・・・・・	14
3 計画の推進に向けて・・・・・・・・	14
【参考資料】・・・・・・・・	15

はじめに

※中間案以降に記載予定

※副題について、「はじめに」のなかでふれる

文中の記号について

- ・・・前回までの協議会内にて概ね内容が確認できていると判断される内容、又はすでに国や県が決定している項目内容。
- ▲・・・内容を協議会内で検討できていない内容。今後の協議会でさらに検討。
- ▲▲・・・内容を協議会内で検討できていない内容。今回の協議会にて協議いただきたい内容。

第1章 基本的な計画の策定にあたって

1 部活動の地域展開とは ●

少子化や教職員の働き方改革が進む中、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することを目的とする国の方向性を受け、地域の実態を踏まえた「部活動の地域展開」の取組が全国的に進められている。「部活動の地域展開」とは、生徒のスポーツ・文化芸術活動を部活動から学校を含めた地域全体で支える地域クラブ活動に展開することを指す。また、従来の「地域移行」から「地域展開」への文言変更には、①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする、という部活動改革の理念等をよりの確に表す意図がある。

なお、本市における部活動地域展開については、市立中学校を対象として検討を進める。

2 国の動向（方針） ●

(1) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【スポーツ庁・文化庁（令和4年12月）】

少子化や学校における働き方改革により、部活動の持続可能性における困難さがますます顕著となる状況について、中央教育審議会や国会等においても指摘されるようになったことを受け、スポーツ庁及び文化庁は、部活動の適正化に向けた改善方策や地域との連携・協働、地域への移行の方向性を示した。また、令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、同年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について方向性を示した。

【2(1)のガイドライン概要】

・少子化が進む中であっても、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために速やかに部活動改革に取り組む。
・部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方及び新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応をとる。
・「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」との意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備する。

<改革期間の設定>

- ・令和5年度から7年度を「改革推進期間」とする。
- ・まずは休日部活動の段階的な地域移行を目指す（平日は可能なところから）。
- ・地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指す。

(2)部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン【文部科学省（令和7年12月）】

令和8年度以降の取組の方向性として、令和7年5月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」が最終取りまとめを行い、「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」を踏まえ、国は、同年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を示し、2(1)のガイドラインを改訂した。

【2(2)のガイドライン概要】

・急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させる。
・障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備する。
・地域クラブ活動においては、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出する。

<改革期間>

令和8年度	令和9年度	令和10年度	中間 評価	令和11年度	令和12年度	令和13年度
改革実行期間（前期）				改革実行期間（後期）		

<休日の部活動>

- ・改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手する。

<平日の部活動>

- ・各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証する）。

<認定制度>

- ・競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や、質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築する。

3 宮城県の動向 ●

(1)学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン 第3版【宮城県・宮城県教育委員会（令和8年4月）】

県は令和5年3月に示した「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版」を国の動向や県内の取組状況を踏まえて令和7年3月に第2版として更新し、さらに令和8年4月に第3版として、今後の県の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方を示した。第3版では、県内の地域展開の進捗状況や令和8年度中に休日の学校部活動を地域クラブ活動へ展開する県立中学校の動きなどを踏まえ、令和10年度中には、県内全ての公立中学校で、休日の学校部活動を行わないことを目標としたスケジュールとしている。

また、この第3版において、新たに「公立中学校の部活動改革の基本的な考え方」を示

した。その中で「改革の理念」として「部活動改革を進める必要性」や「地域全体で支え、活動機会を保障」、「全ての生徒が多種多様な活動に参加できる環境の整備」等をうたっており、以下のような加筆があった。

「前文」

- ・ガイドラインの対象を追記。
- ・地域展開スケジュールに「地域でスポーツ・文化芸術活動ができる環境整備を進める」を追記。

「Ⅰ 公立中学校の部活動改革の基本的な考え方」

- ・部活動改革を進める必要性や全ての生徒が多種多様な活動に参加できる環境の整備、働き方改革に係る考慮等について追記。
- ・「地域移行」から「地域展開」への文言変更。

「Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度」

- ・学校部活動の教育的意義を継承・発展、新たな価値の創造の重要性や主な目的、生徒の自主的・自発的な参加により行われることなどを明記。
- ・認定制度の要件（適切な休養日の設定や日本版 DBS を活用した安全確保）や認定されていない地域クラブの取扱いなどを追記。

「Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応」

- ・推進体制の整備として、市町村における体制整備や地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携などを明記。
- ・各種課題への対応として、運営団体・実施主体の整備等や適切な休養日の設定（週当たりの活動時間は 11 時間程度）、生徒の安全・安心の確保（責任所在を明確化すること）などを追記。

「Ⅳ 学校部活動の在り方」

- ・適切な運営のための体制整備として、部活動方針の運用を徹底することや部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることなどを明記。
- ・適切な指導・安全安心の確保と指導上の留意点として、「暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶」を新たに項立てして追記。

4 本市の状況 ●

本市における過去の市立中学校等の生徒数や部活動数等の推移は図1・表1のとおり。生徒数に極端な減少は生じていないが、減少傾向にある。対して、部活動数は同じ割合では減少していない。そのため「1つの部活動の部員数」は相対的に減らざるを得ない状態となり、チームスポーツにおいては複数校による合同チーム結成の必要性が高まっている。さらには、運動部活動加入率の低下も相まって、各校の運動部活動運営は困難になっているのが現状。

また、表2から本市における0歳から12歳までの令和8年度4月時点の人口を見ても、減少傾向は明らかで、想定される生徒数は、令和11年度と19年度を比較すると8,000人以上減少する見込みとなっている（数字は今後生じる転入学について考慮していない）。

今後もこれまでと同様の推移をしていくものとして仮定すると、特に生徒数の減少が顕著だと思われる郊外に位置する中学校では、学級数が減少し、関連して顧問を担う教員の数も減り、より一層部活動の運営が難しくなっていくと考えられる。部活動が廃部や休部になれば、生徒が主体的に活動する場が減ることにもつながると考えられ、対応が必要である。こ

のため、本市においても部活動改革を行い、地域展開を推進していくことで生徒の興味・関心を高め、主体性を継続的に育てていくことが求められる。

図1 生徒数の推移（仙台市立学校一覧より）

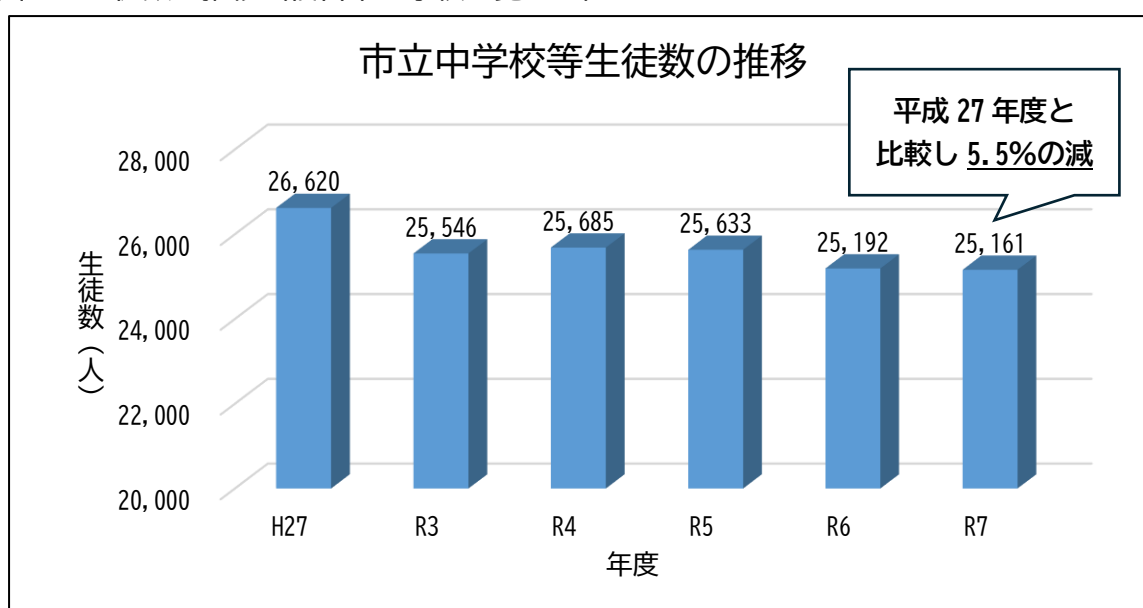


表1 部活動数等の状況（部活動に関する調査より）

		H27 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	増減率
1	運動部活動数	971	964	951	954	966	939	▲3.3%
2	文化部活動数	188	193	193	190	188	187	▲0.5%
3	運動部員数	19,795	17,697	17,419	16,919	16,329	15,995	▲19.2%
4	文化部員数	4,368	5,008	5,170	5,043	5,145	5,102	16.8%
5	部活動加入率	90.8%	88.9%	87.9%	85.7%	85.2%	83.8%	▲7.6%
6	運動部加入率	74.4%	69.3%	67.8%	66.0%	64.8%	63.6%	▲14.5%
7	文化部加入率	16.4%	19.6%	20.1%	19.7%	20.4%	20.3%	23.6%
8	合同チーム	15 校	35 校	40 校	43 校	44 校	43 校	65.1%

※増減率については平成 27 年度と令和 7 年度の数値を比較

※合同チームについては「年度内に合同チームを編成した部活動がある校数」

表2 令和 8 年度時点の仙台市における 12 歳から 0 歳までの人口（住民基本台帳より）

年齢	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
人口	8,978	8,782	8,973	8,537	8,323	7,933	7,701	7,360	7,247	6,788	6,446	6,024	6,032

<市内の中学生人口>

今後も減少していくことが明らかであり、部活動数の維持や顧問の適正数配置がますます難しくなっていくことが想定される。

第2章 本市における休日の部活動地域展開

1 目指す方向性と基本的な枠組み ▲

<仙台市教育構想 2026 との関わり>



(1) 目的・目標

< 目 的 >
主体的な選択や多様な人とのつながりの場を確保し、 生徒の可能性を広げ、よりよく生きる力を育む。
< 目 標 >
中学生が自らの興味・関心に合わせて、 主体的に活動を選択できる休日の活動環境を構築する。

近年、少子化の進行により、従来の学校単位での部活動運営の持続可能性が課題である。このため、学校部活動を地域と連携し、新たな形へと展開し、生徒の多様なニーズに応じた活動機会を確保することを目的として、休日の部活動地域展開を推進する。

【仙台市】休日の部活動地域展開後 中学生の新たな休日の過ごし方



本市の部活動地域展開は「学校部活動をそのまま地域にスライドさせるもの」ではなく、
「**中学生の新たな休日の過ごし方を示すもの**」です

平日は各中学校の部活動で活動できます

【平日】学校部活動



学校部活動は原則、
一人一つの部活動

部活動への加入は
原則、任意

休日はクラブ・団体等に任意で加入し活動できます

【休日】クラブ・団体等での活動



複数加入する
こともOK

平日の部活動とは
違った競技、分野
のクラブ・団体等
で活動するのもOK

クラブ・団体等
に加入せず、自
分の時間として
過ごすのもOK

学区に関わらずクラブ・団体等で活動できます（市内全域から参加可能）



クラブ・団体等は認定地域クラブを含む多様なクラブ・団体・活動を指します

クラブ・団体等

※いずれにも任意で加入できます

多様なクラブ・団体・活動



スポーツ・文化・芸術・学習・体験活動など
様々な選択肢があります

市内で活動する多様なクラブや教室、サークル等

認定地域クラブ

基準を満たし、市に認定されたクラブ等



適切な活動
時間と休養日



研修を受けた
指導者



保険加入
必須



安定した
活動場所

【休日の部活動地域展開後の中学生の活動】

	地域展開前	地域展開後
平 日	学校部活動での活動が基本	
休 日	学校部活動での活動が基本	クラブ・団体等での活動が基本（地域展開） ※学校部活動は行わない

【現行の学校部活動との比較】 ▲

項 目	現行の学校部活動	地域展開後の姿（想定）
活動日	平日及び休日に活動	休日の学校部活動は行わない （平日の学校部活動は当面の間継続）
実施種目等 （生徒の選択肢の数）	各校が設置する部活動の種目等の数 1 校平均 10 種目（運動部と文化部の合算 令和 7 年度実績）	市内で運営しているクラブ・団体等の種目等の数 ※市外で運営しているクラブ・団体等への加入を制限するものではない
加入（入部）の制限	①在籍校の部活動に限定される ②原則、一つの部活動への入部に限定される ③部活動への入部は原則任意（入部しない選択肢あり） ④対象者は中学生のみ	①学区を越えて自身の興味・関心に応じたクラブ・団体等に参加できる ②複数のクラブ・団体等に参加できる ③クラブ・団体等への加入は任意 ④中学生だけでなく小学生から成人まで幅広い年代が対象
活動場所	原則、在籍する学校施設を利用した活動	・認定地域クラブ（P10 参照）は中学校施設を利用した活動中心 ・その他各クラブ・団体等が活動する場所（施設）での活動
指導者	各部活動の顧問（当該種目等に精通しているとは限らない）や部活動指導員、外部指導者	各クラブ・団体等の指導者（当該種目等に精通している）
活動期間	3 年時の大会終了までの約 2 年半（いわゆる「引退」の存在）	中学校在籍期間に限らず、継続した活動が可能（小学校から高校まで等）
活動に係る費用	原則、無料	原則、有料（受益者負担）
保 険	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度適用	各クラブ・団体等が加入する保険適用

【部活動地域展開が生み出すもの】



学校部活動には、長年にわたり学校教育を支える一端として大きな役割を担ってきた教育的意義や価値がある。一方で、中学生の興味・関心、価値観の多様化が進み、これまでの学校部活動だけでは多くの中学生がその教育的意義や価値を十分に享受できなくなっている側面もある。そこで、今回の部活動地域展開を機に、「価値の付加」を行い、学校部活動の教育的意義と合わせて新しい価値を一人でも多くの中学生が享受できるよう、制度や環境を整える。

(3)実施時期の見通し ▲▲

<実施時期（案）>

令和11年度2学期開始（目途）から、休日の学校部活動を行わない。

国の示した令和7年度のガイドラインを踏まえ、令和8年度から10年度までの「改革実行期間（前期）」は、本市においては準備期間とする。各種課題への対応を検討しながら運営体制を整備し、本市の実情に沿った地域展開の在り方を示す。

令和11年度から13年度までの「改革実行期間（後期）」は実行期間とし、令和11年度の2学期開始（目途）より、休日の学校部活動は行わないこととする。

※平日の学校部活動については、令和10年度末までに2時間以内又は下校時刻までの早い方までとする。また、平日の学校部活動については当面の間継続し、平日の部活動地域展開については国の動向を注視しながら検討を進める。

(4)休日の部活動地域展開の基本的な枠組み

①対象となる校種

- ・市立中学校

②活動形態

- ・生徒は、競技スポーツ系・文化系など多様な種目、また、競技志向・レクリエーション志向など多様な活動方針の選択肢（クラブ・団体等）から、学区を越えて自由に選択し、クラブ・団体等の様々な活動に参加することができる。※参加は任意。個人の活動も含む。
- ・部活動の教育的意義を継承する「認定地域クラブ活動」は活動の選択肢の一つ。
- ・生徒は一種類の活動に限らず、複数の活動に参加することも可能。

③運営形態・運営主体

- ・様々な活動の運営主体は地域の団体や個人を想定。

・本市の自治体としての役割は、特に認定地域クラブの管理・指導を想定。

④費用負担

・受益者負担を原則とし、所属するクラブ・団体等に会費を支払う。

⑤保険（賠償・傷害）

・日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象外となるため、生徒や指導者はスポーツ保険等に参加する必要がある。

⑥責任の所在

・活動中の責任については、原則、クラブ・団体等の運営主体が負う。

⑦学校部活動との関わり

・活動の場となるクラブ・団体等は、学校部活動をそのままスライドするものではなく、生徒が入部している学校部活動とは違う分野、種類の活動に参加することも想定される。

2 本市の認定地域クラブ活動 ▲

<認定地域クラブの認定>

中学生が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動等を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主目的としたクラブ・団体等を「認定地域クラブ」に認定。

(1)在り方

これまで部活動が担ってきた、好ましい人間関係の形成等に資するなどの教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる「新たな価値」と今後の本市中学生の「新たな活動の形」を創出することが期待される。また、地域の実情に応じた適切な形態等で実施されることが重要。競技性や成果のみを偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動等を楽しむために必要な資質・能力等を育てることが求められる。

(2)認定制度

競技力の向上を主目的としたクラブ・団体等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続き等に基づき、本市が認定を行う仕組みを構築する。認定されたクラブ・団体等については、「仙台市認定地域クラブ」と称する。

(3)認定地域クラブのメリット

認定地域クラブについては、以下のようなメリットを想定。(国のガイドラインより抜粋)

①生徒・保護者に対する情報提供

②公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用、使用料減免、学校備品等の活用等）

③認定地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業

※指導者を必要としている認定地域クラブへの対応について、人材バンク等によるマッチングを行い、運営の持続性をサポートすることを想定。

(4)認定制度の概要

国の認定制度をベースとし、本市の実情に沿った認定要件や手続き等を取りまとめたも

のを示す。

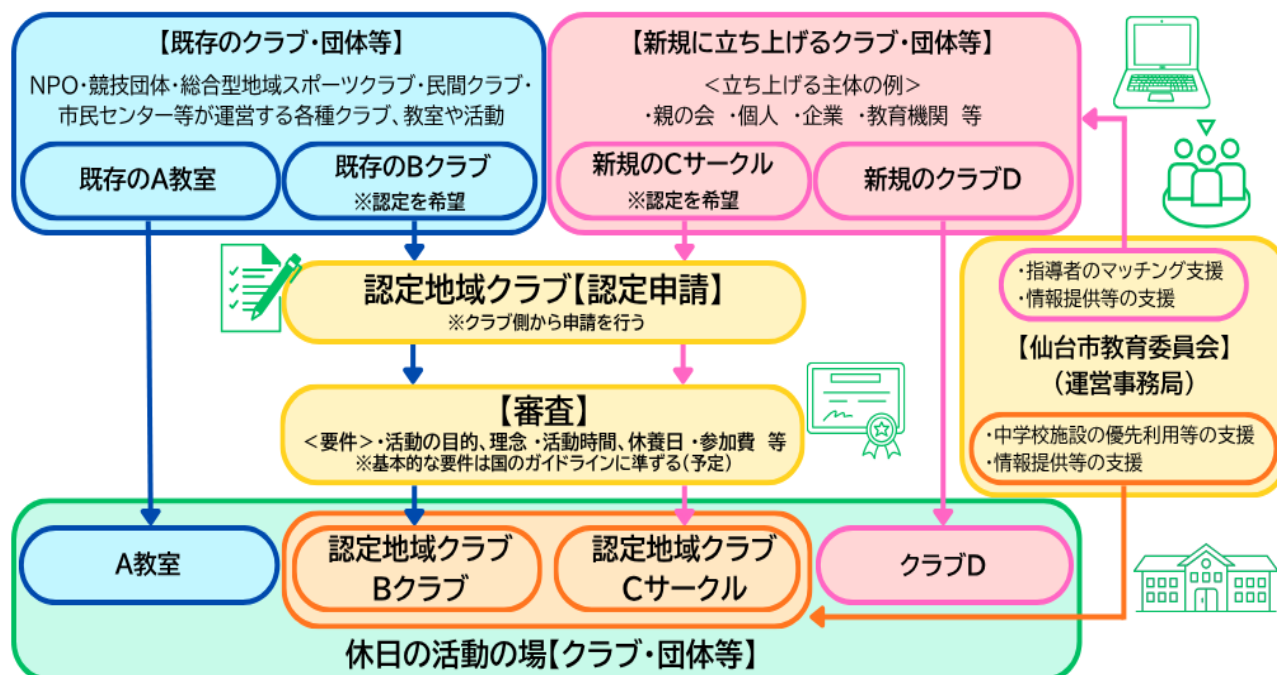
【認定要件の基本】※国が示す要件に準拠

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施 等）
② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
④ 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
⑥ 適切な運営体制が確保されていること
⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

【手続き等】

- ①各クラブ・団体等の運営主体が申請書等を提出、審査の後に認定の通知を行う。
- ②認定の有効期限は最長3年とし、当該年度の年度末までとする。

【認定地域クラブ 認定申請のイメージ】



※認定地域クラブ以外の様々な活動について

- ①本事業における認定地域クラブの制度は、それ以外の様々な活動を妨げるものではない。
- ②認定地域クラブ以外の様々な活動についても、本市中学生の活動の場であることから、可能な範囲内で積極的に連携を図る。(連携の具体については今後も検討を行う)

第3章 地域展開の推進に向けて

1 地域展開の円滑な推進に当たっての各種検討課題への対応 ▲▲

(1)課題：運営団体・実施主体の体制整備等

競技団体や文化芸術団体、民間団体など様々なクラブ・団体等を想定し、実施主体の確保に努める。

- ・意識調査や地域展開の取組に係る内容のアナウンス、認定地域クラブ化に向けたサポート等、さまざまな形で連携を行う。
- ・認定地域クラブだけでなく、地域展開に理解・協力を得られるクラブ・団体等についても拡大を図る。

(2)課題：指導者の配置に係る対応

部活動指導員や部活動外部指導者、指導に関わり続ける意思を持った教職員など、専門性や資質・能力を有する指導者が認定地域クラブで指導できる仕組みを構築する。

- ・既に部活動指導員や部活動外部指導者として活動中の人材に対し、休日の指導機会について情報提供を行う。
- ・指導に関わる意思を持った教職員について、人材を必要としている認定地域クラブに対しマッチングを行う。

(3)課題：認定地域クラブの活動場所の安定化

中学校施設を認定地域クラブに優先的に貸し出す。

- ・これまで学校部活動で使用していた休日の時間帯について、中学校施設を優先的に認定地域クラブへ貸し出す。

(4)課題：地理的な要因により移動に不安を抱える生徒への対応

市内全域で認定地域クラブ立ち上げを支援し、移動の負担軽減に努める。

- ・市内中心部だけでなく、郊外地域で活動しているクラブ・団体等に対し、認定地域クラブ化への理解が深まるよう周知を図る。
- ・新規のクラブ・団体等の立ち上げを検討している団体等に対する支援を行い、域内の認定地域クラブ数の増加を図る。

(5)課題：生徒の活動時における安全確保

指導者に対し研修を継続実施することで、適切な指導が提供できるよう努める。

- ・認定地域クラブの指導者に対し、研修の機会を設け、指導者が学び続けることができる環境を整備する。

- ・認定地域クラブにおいては、研修の受講を指導者の条件とすることで、指導の質の向上を図る。また、受講済み指導者が複数名在籍することを認定要件に盛り込むなど、多くの指導者が指導に関わる環境整備を図る。
- ・活動場所及び使用する用具等についての安全点検を適切に実施し、安全な活動環境の整備を図る。

(6)課題：生徒、保護者に対する情報提供

地域展開に係る情報の周知により、理解の促進を図る。

- ・域内にどのような活動機会等の地域展開に係る情報提供を適切に行う。
- ・中学校入学前に入学後のイメージができるよう情報提供の時期や方法を工夫する。

(7)課題：中学校との連携

認定地域クラブと学校が連携できるよう、活動状況などに関する情報を必要に応じて共有する。

- ・共有すべき情報を精査し、過度な負担とならないよう配慮する。
- ・学校との連携をよりスムーズにするために、関係する情報の一元化を図り、連携の推進を図る。

(8)課題：関係団体・教育機関・民間企業との連携

関係団体や教育機関、民間企業と連携・協働を図っていく。

- ・各々が持つ繋がりやノウハウを生かしていくことで、本市中学生の活動を支えるための連携・協働を図る。

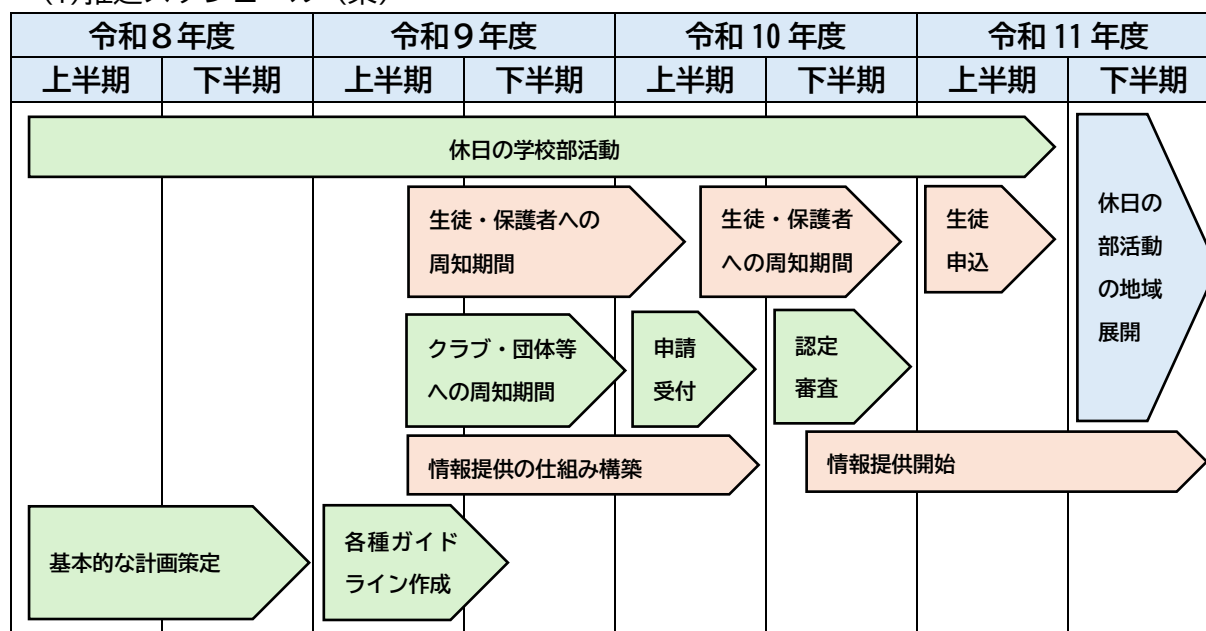
(9)課題：生徒の多様な関心や実態に応じた活動の場の提供

多種多様なジャンルのクラブ・団体等へ本事業への理解・協力を求め、多くの中学生が興味・関心を持てる活動の場を提供できるよう努める。

- ・学校部活動にはない競技種目や活動内容のクラブ・団体等に対し、本事業の周知を図り、理解・協力を得られるよう努める。
- ・指導者への研修にいじめ対策や不登校、障害等個々の生徒の実態への理解に関する内容を含めるなど、様々な生徒の参加を受け入れやすい環境の整備を図る。また、その活動内容も実施しやすいものを取り入れることを促す。

2 休日の部活動地域展開 推進スケジュール（案） ▲

(1) 推進スケジュール（案）



3 計画の推進に向けて ▲▲

- 本計画を幅広く共有し、より多くの中学生、保護者、指導者に計画の内容について理解を得られるよう、情報発信を行う。
- 幅広いクラブ・団体等の運営主体の参画のもと、様々な課題解決について継続して取り組む。
- 大会（コンクール等を含む）への参加に係る内容については、今後、主催団体と協議のうえ決定していく。
- 本計画について、実施開始後、3年経過を目途に進捗状況や課題を振り返り、計画見直しの要否について検討を行う。

【参考資料】

<語句の定義>

地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動からクラブ・団体等での活動に展開すること。 ※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える。 ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支える。 ※クラブ・団体等での活動実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有等、学校との連携を図る必要があり、地域展開した場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要。
地域連携	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること。
認定地域クラブ(活動)	競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国がガイドラインにより示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村等において認定されたクラブ・団体等のことであり、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動。

<活動機会（クラブ・団体等）の例>

前提：学校部活動の有無は関係しない

活動機会（クラブ・団体等）の例
・スポーツ少年団 ・民間クラブ ・総合型地域スポーツクラブ ・市民センターや自治体等が実施するスポーツ教室やイベント ・e-sports ・吹奏楽団 ・合唱団 ・伝統芸能（神楽、和太鼓、踊り等）の各種団体 ・ボランティアサークル ・ジュニアリーダー ・ボーイスカウト ・ガールスカウト ・文化芸術系（英会話、絵画、パソコン、書道、茶道等）の教室や団体 ・任意団体によるクラブや教室、イベント 等

※団体に加入せず個人で行う活動も含む（例：ボランティア活動 等）

※不定期的な活動や単発の活動も含む（例：●●教室、●●イベント 等）